

○ごみ集積所の指定及び維持管理に関する指導要綱

平成 7 年 5 月 3 1 日

告示第 2 7 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活系ごみの排出場所の設置等行為者が設置等行為を行うに当たって、市が当該生活系ごみの排出場所をごみ集積所として指定し、その維持管理に関し適切な指導を行うことにより、地区住民の良好な生活環境を保全するとともに、生活系ごみの収集作業の安全性を確保し、かつ、効率化に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ集積所 生活系ごみの排出場所で市が収集するものをいう。
- (2) 設置等行為者 地区住民又は住宅建築主若しくは開発事業者で、設置等行為を行う者をいう。
- (3) 設置等行為 生活系ごみの排出場所の設置若しくは移設又は修繕若しくは改良を行うことをいう。
- (4) 町内会等町内会長等 各行政区の代表の者をいう。

(一部改正〔平成 1 3 年告示 3 0 — 3 号〕)

(設置等行為の申請等)

第 3 条 設置等行為者は、設置等行為をしようとする日の 7 日前までに町内会等の町内会長等を経由して市長にごみ集積所設置等行為申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、設置等行為者は、設置等行為について事前に市長と協議をしなければならない。

(一部改正〔平成13年告示30—3号〕)

(ごみ集積所の指定)

第4条 市長は、前条のごみ集積所設置等行為申請書が提出され、当該設置等行為が適当であると認めた場合は、当該設置等行為に係る生活系ごみの排出場所をごみ集積所として指定するものとする。

(地区住民等の責務)

第5条 地区住民は、市が定めた方法以外の方法により、ごみ集積所にごみを排出してはならない。

2 地区住民は、相互間で定めた方法により、共同して利用するごみ集積所を清掃しなければならない。

3 地区住民は、共同して利用するごみ集積所の清掃その他維持管理について、町内会等の町内会長等の指導に従うものとする。

4 設置等行為者が設置等行為を行う場合は、当該設置等行為者の責任及び費用によりこれを行わなければならない。

(一部改正〔平成13年告示30—3号〕)

(ごみ集積所の指定基準)

第6条 第4条の規定により指定するごみ集積所の指定基準は、別に定める1辺を100メートルとする区域につき1箇所とする。ただし、当該区域に次の各号に掲げる地区等が存するとき、又は予定されているときは、当該区域から当該地区等を除いた区域及び除かれた地区等につきそれぞれ1箇所とする。

(1) 概ね 25 世帯の住宅が連担する地区

(2) 概ね 25 世帯以上が入居する分譲住宅又は賃貸住宅

2 前項に定めるもののほか、指定する場合の立地及び構造の基準は、別表のとおりとする。

(完了検査)

第 7 条 設置等行為者は、設置等行為が完了したときは、市長にその旨を報告し、完了検査を受けなければならない。

2 前項の完了検査において、不適切部分があった場合は、設置等行為者の費用により当該部分を改善しなければならない。

(供用開始)

第 8 条 市長は、前条の完了検査において合格した場合は、その旨及び供用開始日を通知しなければならない。

(廃止届出)

第 9 条 ごみ集積所を廃止しようとするときは、廃止する日の 7 日前までに市長にごみ集積所廃止届出書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

(土地の譲渡)

第 10 条 市は、多賀城市開発指導要綱（昭和 63 年多賀城市告示第 30 号）第 25 条第 1 項の規定により本市に譲渡されるものを除き、ごみ集積所に供される土地の譲渡を受けないものとする。

附 則

1 この告示は、平成 7 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この告示は、施行日以後に行われる設置等行為について適用し、施行日前に行われる設置等行為については、適用しない。ただし、施行日以後に行われる設置等行為のうち次項のごみ集積所の修繕又は改良については、別表立地の基準の項は、適用しない。

3 この告示の施行の際現に地区住民が利用している生活系ごみの排出場所で市が収集を行っているものは、第4条の規定によりごみ集積所として市が指定したものとみなす。

附 則（平成13年4月1日告示第30—3号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月30日告示第62—2号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年5月1日から施行する。

2 この告示の施行の際現に残存する様式は、当分の間、必要な調整を行い、使用することができる。

附 則（令和6年3月28日告示第26号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する

別表（第5条関係）

区分	項目	基準
立地の基準	道路幅員	有効幅員6メートル以上の道路に面する土地であること。
	交差点付近	交差点又は交差点の側端（前）から13メートル以内若しくは交差点の側端（後）から5メー

	トル以内である道路に面する土地でないこと。
曲がりかど付近	曲がりかど又は曲がりかど（前）から13メートル以内若しくは曲がりかど（後）から5メートル以内である道路に面する土地でないこと。
横断歩道付近	横断歩道又は横断歩道の側端（前）から13メートル以内若しくは横断歩道の側端（後）から5メートル以内である道路に面する土地でないこと。
自転車横断帯付近	自転車横断帯又は自転車横断帯の側端（前）から13メートル以内若しくは自転車横断帯の側端（後）から5メートル以内である道路に面する土地でないこと。
安全地帯付近	安全地帯の左側部分又は安全地帯の側端（前）から18メートル以内若しくは安全地帯の側端（後）から10メートル以内である道路に面する土地でないこと。
停留所付近	停留所標示柱（前）から18メートル以内又は停留所標示柱（後）から10メートル以内である道路に面する土地でないこと。
軌道敷付近	軌道敷内でないこと。
踏切付近	踏切内又は踏切の側端（前）から18メートル以内若しくは踏切の側端（後）から10メートル

	ル以内である道路に面する土地でないこと。
消防水利施設 設備	<p>消防水利の標識の位置（前）から13メートル以内又は消防水利の標識の位置（後）から5メートル以内である道路に面する土地でないこと。</p> <p>防火水槽又は防火水槽の側端（前）から13メートル以内若しくは防火水槽の側端（後）から5メートル以内である道路に面する土地でないこと。</p> <p>消防用機械器具置場又はその出入口（前）から13メートル以内若しくはその出入口（後）から5メートル以内である道路に面する土地でないこと。</p>
坂の頂上付近	坂の頂上付近でないこと。
勾配の急な坂	収集車のスムーズな走行、停止が不可能な場所でないこと。
トンネル内	トンネル内でないこと。
道路標示	駐停車禁止の道路標示の設置されている道路に面する土地でないこと。
工作物等の障 害	収集作業に支障を来たす工作物がないこと。
構造の基 面積	利用世帯1世帯（利用世帯が単身世帯である場

準		合には、これを1 / 3世帯として換算する。)につき0.2平方メートル以上確保すること。
	散乱防止対策	2センチメートルの正方形の網目を有するネット等で覆うこと。
	大きさ(内寸)	間口3.7メートル×奥行1.35メートル×高さ1.2メートル又は間口3.7メートル×奥行1.35メートル×高さ2メートル
	底板の勾配	2パーセント以上の勾配を有すること。
	景観	周囲の美観に配慮し、必要に応じて植栽などの美観措置に務めること。
	その他	必要に応じて清掃のための設備を備えること。

ごみ集積所設置等行為申請書

年 月 日

多賀城市長 殿

申請者 _____

經由

行政區 _____

町内会等の

町内会長等 _____

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 申請の種類 新設・移設・修繕・改良
(○で囲むこと)

2 申請に係る事由

3 収集開始日 _____年____月____日 (曜日)

4 集積所利用世帯数 _____世帯 (_____人)

5 設置場所の
土地所有者又は
管理者の住所氏名
住所 _____
氏名 _____

6 添付書類 ①位置図 (当該ごみ集積所利用世帯を図示)
②土地所有者又は管理者の土地使用の承諾書類
③構造図
④その他必要な書類

様式第2号

ごみ集積所廃止届出書

年 月 日

多賀城市長 殿

㊤

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

1 廃止に係る事由 _____

2 廃止に伴う措置 _____

3 廃止月日 _____年_____月_____日（ 曜日）

4 添付書類

①位置図

②当該ごみ集積所の廃止前の利用世帯並びに廃止後に係る当該ごみ集積所利用者の新たな集積所を図示したもの。

様式第 1 号

(一部改正〔平成 13 年告示 30—3 号・31 年 6 2—2 号・令和 6 年 2 3 号〕)

様式第 2 号

(一部改正〔平成 31 年告示 6 2—2 号〕)